警 察 署 協 議 会 議 事 録

協議会名	令和５年第３回宮城県角田警察署協議会
開催日時	令和５年１１月１日（水）午後２時５０分から 午後３時４０分まで
開催場所	宮城県角田警察署３階大会議室
出席者等	１　協議会委員 佐久間功会長、山懸みや子副会長、舩山光子委員、山川重一委員、谷津清治委員 ２　警察署側 署長、次長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長
議事概要	別紙のとおり
備　　考	

備考　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

別紙

議事概要	第１　報告事項 １　角田警察署の取組について（署長） 令和５年７月以降の角田警察署の取組について報告した。 ⑴　角田市、丸森町での雑踏警備について 夏季に開催された角田市、丸森町でのお祭りに伴い、雑踏警備を実施した。 ⑵　交通安全講話の実施について ９月15日、角田市の田園ホールで警察音楽隊を招致し、『安全安心な地域を目指す音のかけ橋大作戦』と題する交通安全講話を実施した。 ⑶　秋の全国交通安全運動について ９月21日から同月30日までの10日間、自治体、関係団体と連携し、各種交通事故防止運動を展開した。 ⑷　全国地域安全運動出動式の実施について 10月11日から同月21日までの10日間、自治体、関係団体と連携し、各種広報活動を実施した。 ⑸　特殊詐欺被害防止キャンペーンについて 防犯関連団体と協働し、特殊詐欺被害防止のため広報活動を実施した。 ⑹　交通死亡事故抑止活動について 角田市の交通死亡事故ゼロ１年達成により、宮城県警察本部長から角田市に「讃辞」が贈られ、伝達式を行った。 ２　管内の治安情勢について ⑴　管内の犯罪発生状況について（刑事課長） ○　９月末現在の刑法犯認知件数は、総数147件であり、前年比43件増加した。 ○　刑法犯認知件数の地域別の発生割合は、おおむね８割が角田市、２割が丸森町であった。 ○　窃盗犯のうち、侵入盗は30件、乗り物盗が７件、万引き等の非侵入盗が71件発生した。 ○　９月末現在の特殊詐欺発生件数は、５件であった。 ⑵　管内の交通事故発生状況について（交通課長） ○　９月末現在の交通事故発生状況は、 ・交通事故発生総数　554件　（前年比－64件） ・死亡事故　０件０人　（前年比－１件－１人） ・人身事故　36件　（前年比－９件） ・物件事故　518件　（前年比－55件） となっている。 ○　人身交通事故の原因は、前方不注意13件、安全不確認10件で全体の63.9％を占め、漫然運転が事故の要因となっている。 ⑶　管内の少年非行の概況について（生活安全課長）

議事概要	○　９月末現在の少年の検挙・補導総数は63人で、前年比27人増加した(うち、不良行為少年の補導は53人で、前年比18人増加。)。 第２　協議事項 １　提言・意見・要望等について ○　委員 10月１日から夕暮れ時の交通事故防止「ラ・ラ・ラ運動」が始まっている。 ３番目の「ラ」Right careful～右側注意についての意味は横断歩行者注意から来ているのか。 ●　交通課長 ３番目の「ラ」Right carefulの意味については、「進路右側からの横断歩行者に注意」という意味である。 事故の特徴として、約７割が高齢歩行者が右から左に道路を横断中に発生し、身体機能の低下から歩行速度が低下し、道路を渡りきる前に走行してきた車と衝突するケースが多くなっている。 また、車のヘッドライトの照射範囲が左右で異なることも影響している。 道路を左側から横断する歩行者よりも右側から横断してくる歩行者が発見しにくくなっているので、夜間走行中は進路右側の横断歩行者の有無に注意願う。 ○　委員 夜間走行中は「ハイビーム」が原則で、違反者は５万円以下の罰金と定められ、対向車や他車追尾の場合は「ロービーム」で違反者は同額の罰金と定められている。 最近は「自動点灯・自動ハイ・ロービーム車」が増えてきたせいか、下り坂途中と頂上付近でまぶしさを感じ、前方が見えないケースがある。 どのように注意すればいいか。 ●　交通課長 他車両に与える危険性を考慮すると、すれ違い時や先行車両がいる状態でのハイビームからロービームへの切り替え忘れに注意していただきたい。 道路交通法では、夜間走行時は基本的にハイビームを使用するように規定されている。 対向車両や先行車両の有無に応じて、ハイビームとロービームをこまめに切り替えた運転をお願いする。 対向車両のハイビームがまぶしい時は、対向車両のヘッドライトを直視しないこととサンバイザーやナイトサングラスを活用することが有効である。 また、げん惑による交通事故防止の観点から、直近に待避所などがあれば、左に寄せて停車するなどの交通事故防止のための措置を執っていただきたい。 ○　委員 金津小学校正門の南方にある花壇に落下した看板があり、修理

議事概要	可能かどうか教えてもらいたい。 ● 生活安全課長 落下した看板については、「不法投棄防止」の注意喚起を促す看板であり、角田市環境衛生組合連合会、角田市及び角田警察署三者の連名での看板であり、既に撤去済で、新しい看板の設置を検討中とのことである。 ○ 委員 角田市藤田地内の源内公民館通りから県道に出る交差点の出口部分の見通しが悪いほか、停止線も止まれの標識も確認ミラーも無く危険なため、安全対策の検討をお願いする。 ● 交通課長 現場確認した結果、一時停止規制について、道路管理者と合同点検する必要性があると認められた。 今後道路管理者と合同点検を実施し、規制の在り方について検討する予定となる。 ○ 委員 現在は犯罪が多様化しており、防犯カメラの増設、普及への動きがどうなっているのか知りたい。 ● 生活安全課長 警察では、これまでにも防犯カメラの有効性について、自治体、防犯協会及び地域住民に広報啓発活動を行ってきた。 角田市、丸森町に対し、宮城県事業の「市町村振興総合補助金」の活用や一部市町村による防犯カメラ設置補助事業を紹介するなどして働き掛けたり、地域の方々に個別に助言するなどして、設置促進を図っている。 今後も引き続き、自治体や地域住民等への働き掛けを行い、更なる設置促進に取り組んでいく。 ○ 委員 角田市横倉地内において、止まれ標識がある場所で停止しないドライバーが多いので取締り等を実施してほしい。 ● 交通課長 今後管轄する交番・駐在所と連携の上、交通違反取締りとパトカーでの警戒を実施していく。 ○ 委員 国道113号高倉字小原田付近に凍結注意等を呼び掛ける掲示板が設置してあるが、稼働していない。修理をすることはできないか。 また、国道113号に冬季間に融雪剤を自動で散布する機械を設置することはできないか。 ● 交通課長 国道113号を管理する大河原土木事務所に本件要望を引き継ぎし、対応を依頼する。 ○ 委員 毎日のように特殊詐欺被害事件が報道され、多種多様な新しい

議事概要	手口が出てきている。 　各地区で駐在所等が発行する広報紙には、毎月のように特殊詐欺被害防止の注意喚起が掲載されている。 　最新の手口や被害の事例と対策等について毎月でなく、被害が予想されそうな時期に増刷ページ等で周知することはできないか。 ●　地域課長 　交番、駐在所が発行している広報紙は現在、毎月１回発行、配布している。 　宮城県内では特殊詐欺の被害が危機的状況にあることから、現在警察では被害に遭いやすい高齢者宅への巡回連絡による個別訪問を強化し、被害の現状等を直接教示している。 　特殊詐欺被害を防止するためには、地域ぐるみで被害防止体制を構築する必要があり、その中の一つに交番や駐在所が毎月発行している広報紙がある。 　広報紙は、警察から住民の方々へ事件や事故の現状を知ってもらい、幅広く注意喚起を促すものであり、犯罪被害が予想されそうな時期や、実際に被害があった場合には、該当する管轄交番や駐在所から「交番（駐在所）速報」という名称で広報紙を迅速に発出している。 　特殊詐欺被害については、いつ、どこで、誰が被害に遭うか予想が困難であるが、管内から特殊詐欺被害の発生がないよう、最新の手口や詐欺に対する知識を広報紙で周知し、同時に、巡回連絡による個別訪問や地区での防犯講話等でも直接周知していく。 ○　委員 　特殊詐欺等の事件が角田警察署管内で発生した際に、注意報のメールが届いていたが、現在も配信されているのか。 ●　生活安全課長 　角田警察署管内で特殊詐欺の予兆電話等が発生した際には、セキュリティメールを配信しており、各自治体でも安全・安心メールを配信し、注意喚起を行っている。 ○　委員 　新たに一時停止等の標識が設置された場合、設置後の試験運用期間はあるのか。 ●　交通課長 　道路標識は設置後、効力が発生するため、新たに標識ができた場合は見落とさないように注意願う。 ２　その他 次回の警察署協議会は、令和６年２月下旬の開催を予定している。